（用語の意義）

第二条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　機能要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し要件を規定したものをいう。

二　帳票要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき電磁的記録を出力する書面の様式に関し要件を規定したものをいう。

三　実装区分　地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能、地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能又は地方公共団体情報システムに実装してはならない機能の別をいう。

四　適合基準日　地方公共団体情報システムが標準化基準に適合していなければならない日をいう。なお、適合基準日の定めは、地方公共団体情報システムが適合基準日前に標準化基準に適合することを妨げるものではなく、また、適合基準日以降引き続き適合することを要するものとする。

（児童扶養手当システムに必要とされる機能等に関する標準化基準の構成）

第三条　児童扶養手当システムに必要とされる機能等に関する標準化基準は、機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成する。

（機能要件の標準）

第四条　児童扶養手当システムの機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については内閣総理大臣が定める。

一　外部システムとの連携及び庁内の他の業務システムとの連携、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第六条第一項に規定する受給資格者の属する世帯の情報（以下「児童扶養手当用世帯情報」という。）その他の項目の管理並びに検索、照会及び操作に係る機能を備えること。

二　児童扶養手当用世帯情報その他の項目について一括して処理する機能を備えること。

三　論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等は、抑止する機能を備えること。また、論理的には成立するが特に注意を要する入力等は、注意喚起を行う機能を備えること。

四　児童扶養手当法第五条の児童扶養手当額の自動改定に係る機能を備えること。

五　児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る機能を備えること。

六　児童扶養手当法第七条の児童扶養手当の支給に係る機能を備えること。

七　児童扶養手当法第八条第一項の児童扶養手当の額の改定の請求に係る機能を備えること。

八　児童扶養手当法第十三条の三の一部支給停止に係る機能を備えること。

九　児童扶養手当法第十五条の児童扶養手当の支払の一時差止めに係る機能を備えること。

十　児童扶養手当法第十六条の未支払の児童扶養手当の請求に係る機能を備えること。

十一　児童扶養手当法第三十一条の児童扶養手当の支払の調整に係る機能を備えること。

十二　児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第三条の二第一項、第二項及び第三条の三の支給停止に関する届出に係る機能を備えること。

十三　児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る機能を備えること。

十四　児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る機能を備えること。

十五　児童扶養手当法施行規則第四条の二の障害の状態の届出に係る機能を備えること。

十六　児童扶養手当法施行規則第六条の住所変更の届出に係る機能を備えること。

十七　児童扶養手当法施行規則第九条の児童扶養手当証書の再交付の申請及び同令第十条の児童扶養手当証書の亡失の届出に係る機能を備えること。

十八　児童扶養手当法施行規則第十一条の児童扶養手当受給資格喪失の届出及び同令第十二条の死亡の届出に係る機能を備えること。

十九　統計機能を備えること。

二十　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が定める機能を備えること。

（帳票要件の標準）

第五条　児童扶養手当システムの帳票要件の標準は、次に掲げる書面の様式を出力する機能を備えるものとし、その実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目については内閣総理大臣が定める。

一　宛名シール

二　宛名状

三　児童扶養手当証書

四　保留通知書

五　補正命令書

六　児童扶養手当証書等交付について